

# 予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種説明書

対象者	① 65歳以上の者(接種時に65歳以上になっていることが必要です。)
	② 60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳1級相当の障害を有する者 ※ 生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯に属する方でも、①又は②に該当しない方は無料で接種を受けることはできません。

予防接種を受ける前に、この説明書をよく読んで、気にかかることやわからないことがあれば、医師や看護師に質問しましょう。予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、十分に納得した上で、接種を受けてください。

## 1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって発症します。

インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをすることにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザは流行が爆発的に始まり、短期間に幼児から高齢者までたくさんの人を巻き込むという点で普通のかぜとは異なります。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

特に65歳以上の高齢者や慢性疾患の患者で死亡率が高くなるという統計がありますが、流行前に予防接種を受けることにより、インフルエンザにかからないか、かかっても重症になることを防ぐことができます。

## 2 インフルエンザの予防接種について

予防接種を受けてから、インフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は、約5か月間とされています。ワクチンの有効性を高めるために、なるべくインフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けましょう。

通常65歳以上の方は1シーズン1回の接種で効果がありますが、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、その年に流行が予測されるウイルスに合った予防接種を受けておくことがより効果的です。

## 3 インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、わずかですが熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。

ごくまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などの重い副反応が現れることがあります。(うらに続く)

### インフルエンザ接種票(乙)

[被接種者控え]

注(1) 予防接種を受ける前に、下記の太枠内に記入してください。

(2) (甲)は医師に提出し、(乙)はこの予防接種を受けたことを証明するものですから、大切に保管してください。

(3) この券は、広島市内に住民登録をしている方のみ使用できます。

(4) 接種料金は一部負担金が必要です

(5) 生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯に属する方は、接種料金が無料となる制度があります。生活保護世帯に属する方は、「被保護者証明書(夜間・休日等受診用)」、市民税所得割非課税世帯に属する方は、「市・県民税課税台帳記載事項証明書(税額用)」を、**接種時に医療機関にお持ちください。**

※ 接種後に確認書類をお持ちいただいても、費用をお返しいたすことはできません。

接種年月日	平成
住所	広島市 区 町・丁目 番号
氏名	
生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日
医療機関所在地	
名称	
医師氏名	
広島市長 (公印省略)	

### インフルエンザ接種票(甲) (定期予防接種0.5ml)

[請求用] 広島市

※住民登録している住所と氏名を記入してください。

住所	広島市 区 町 丁目 番号
氏名	生年 明治 大正 昭和 月日 年 月 日

医療機関コード	
接種年月日	平成
医療機関所在地	
名称	
電話番号	
医師氏名	

● 接種料金免除制度の確認書類は、必ず接種時に医療機関に提示してください。

接種後に確認書類をお持ちいただいても、費用をお返しいたすことはできません。

※医療機関記入欄 ↓ 免除対象者については、確認した書類のいずれかに○を記入

接種料金免除制度 確認書類	1. 被保護者証明書(夜間・休日等受診用) 2. 市・県民税課税台帳記載事項証明書等(税額用)
------------------	--

# 予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種予診票

広島市

【対象者】① 65歳以上の人	医療機関コード
② 60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳1級相当の障害を有する人	
※生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯に属する方でも、①②以外の方は有料(全額自己負担)です。	
診察前の体温	度 分

住所	広島市 区	電話:( ) -
氏名	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (満 歳) 男・女

質問事項	回答欄	医師記入欄
今日のインフルエンザ予防接種について説明書を読み、理解しましたか。	はい いいえ	
接種を受ける人は広島市民ですか。(広島市に住民登録をしていますか。)	はい いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。病名( )	はい いいえ	
治療(投薬など)を受けていますか。	はい いいえ	
その病気の主治医に今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい いいえ	
免疫不全と言われたことがありますか。	はい いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。( )	はい いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか?	はい いいえ	
インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか。	はい いいえ	
●その際具合が悪くなったことはありますか。	はい いいえ	
●インフルエンザ以外の予防接種の際に具合が悪くなったことがありますか。	はい いいえ	
ひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか。	はい いいえ	
1か月以内に予防接種を受けましたか。	はい いいえ	
予防接種の種類( )		
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。	はい いいえ	
病名( )		
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。(接種対象者で②に該当する場合は、予防接種該当者確認書又は身体障害者手帳の写しを添付)	はい いいえ	
最近1か月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。	はい いいえ	
病名( )		
今日の予防接種について質問がありますか。	はい いいえ	

(注) 予診のみの請求は、被接種者の体調により接種を見合わせる場合で、診察後、医療に移行していないもののみ可能です。請求の際は、医療機関コードを用紙右上に記載してください。

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(実施できる・見合わせた方がよい)と判断します。 見合わせる理由( ) 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について説明をしました。 医師署名又は記名押印
-------	---

ワクチンロット番号	接種量	所在地
Lot No.	皮下 0.5 ml 接種部位 右腕・左腕・その他	医療機関名 医師氏名 接種(予診)年月日 平成 年 月 日

## インフルエンザ予防接種確認書

\*接種日当日、医師の診察の後に記入してください。

接種に当たっては、本人が接種に同意し、この確認書に署名することが必要です。  
※予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種は、対象者が接種を希望する場合にのみ接種を行うこととされており、本人の意思が確認しにくい場合は、ご家族やかかりつけ医の協力を得て本人の意思確認を行ってください。それでも意思確認ができない場合は、予防接種法に基づく接種を受けることはできず、任意の接種となり全額自己負担となります。  
※本人が自署できない場合は、家族の方等が本人の同意を得て、被接種者の氏名を代筆して記入してください。(代筆者が記入する場合は、裏面へも記入が必要です。)

- 医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。  
どちらかに○をしてください。→ (希望します・希望しません)
- この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が広島市に提出されることに同意します。平成 年 月 日 被接種者氏名

# インフルエンザ予防接種確認書（代筆者記載事項）

- 代筆した場合は、代筆者の氏名、被接種者との関係を下記に記入してください。  
※被接種者の家族以外の方が代筆した場合は、代筆者が署名した理由についても記入が必要です。

・代筆者氏名：  
\_\_\_\_\_

・被接種者との関係：  
(家族の場合は続柄) \_\_\_\_\_

※代筆者が署名した理由：  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 4 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会で、予防接種に起因するものである旨の認定を受ける必要があります。

## 5 インフルエンザの予防接種を受けることができない人

- 明らかに発熱がある人（通常は37.5℃をこえる場合）
- 重い急性の病気にかかっていることが明らかな人
- 以前インフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなど、アレルギーと思われる異常がみられた人
- インフルエンザの予防接種液に含まれる成分によってアナフィラキシー\*を起こしたことがある人  
※ 「アナフィラキシー」というのは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい副反応のことです。
- その他、医師が不適当な状態と判断した場合

## 6 インフルエンザの予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなければいけない人

- 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気の治療を受けている人
- 今までにけいれんを起こしたことがある人
- 今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことがある人
- インフルエンザ予防接種液の成分または鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対してアレルギーがあるとされたことがある人

## 7 予防接種を受けた後の注意

- 接種後約30分は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。また、接種後24時間は副反応に注意してください。
- 接種当日はいつもの生活で構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこすことはやめましょう。
- 接種後、全身のじんましん、低血圧、注射部位のひどい腫れ、高熱、嘔吐などが現れたら、医師の診察を受け、その場合には最寄りの保健センター（区役所厚生部健康長寿課）か広島市健康福祉局保健医療課にご連絡ください。

### 【連絡先】

中保健センター	504-2528	西保健センター	294-6235	安芸保健センター	821-2809
東保健センター	568-7729	安佐南保健センター	831-4942	佐伯保健センター	943-9731
南保健センター	250-4108	安佐北保健センター	819-0586	健康福祉局保健医療課	504-2622